

社会保険事業状況（平成20年1月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成20年1月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,990万7千人、法第3条第2項被保険者1万1千人、船員保険6万3千人である。前年同月と比べてみると政管健保は35万3千人（対前年同月比1.8%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同16.3%減）、船員保険は1千人（同1.3%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

また、平成20年1月末現在の政管健保適用の事業所数は157万8千（対前年同月比2.2%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.5%減）、平成19年12月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同10.8%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

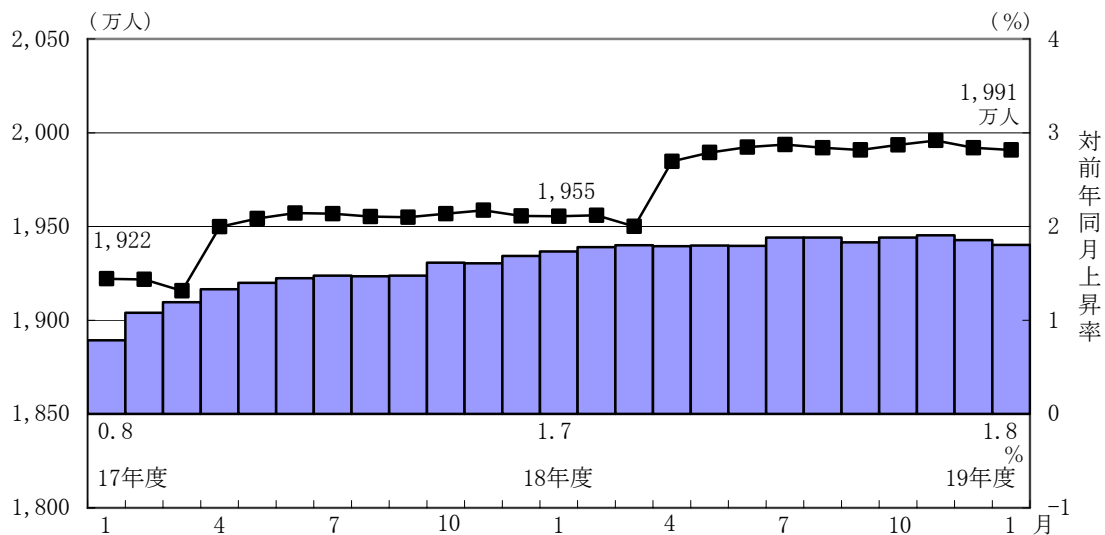


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

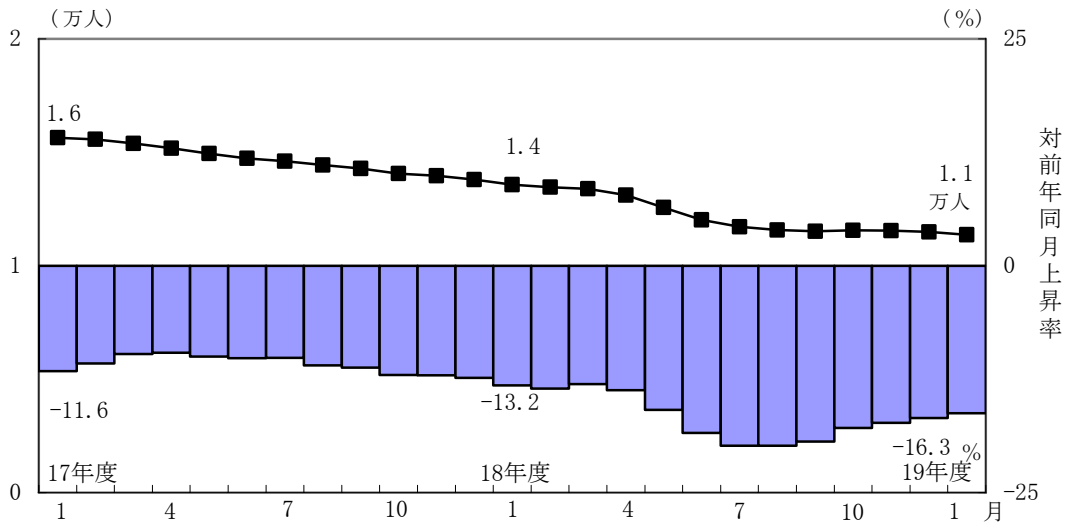
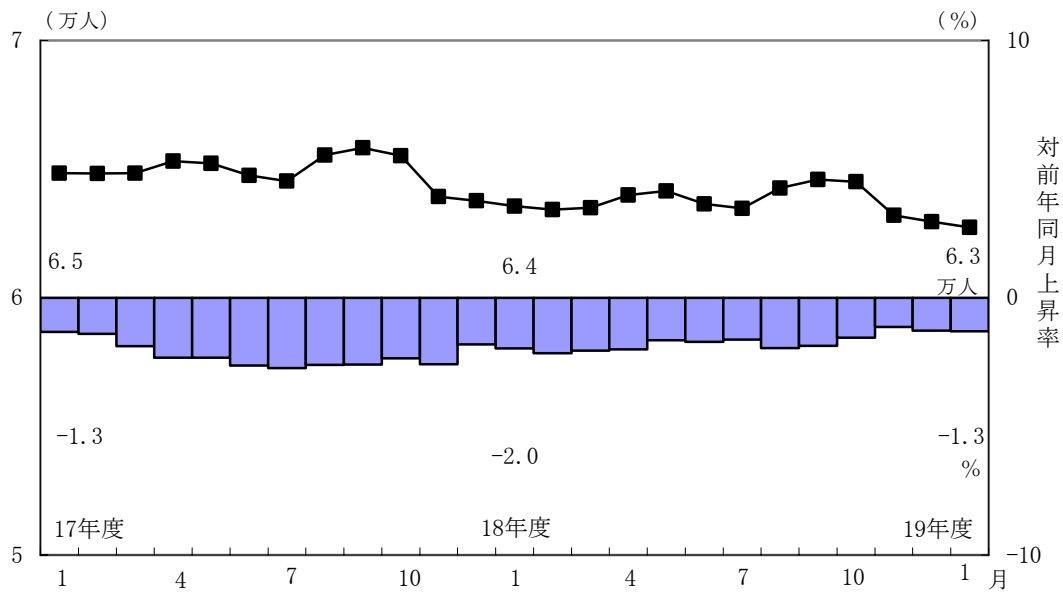


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成20年1月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万5,991円（対前年同月比0.8%増）であり、船員保険39万1,274円（同2.4%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成19年12月末の賃金日額の前平均は1万3,746円（同2.7%増）である。

平成20年1月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保19万7千か所、法第3条第2項被保険者18か所、船員保険の船舶所有者数22か所となっている。被保険者数は、政管健保241万4千人、法第3条第2項被保険者421人、船員保険190人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保27万9千円、法第3条第2項被保険者7万8千円、船員保険22万3千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成20年1月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,310万5千人（対前年同月比2.1%増）、法第3条第2項被保険者9千人（同21.8%減）、船員保険7万人（同2.7%減）である。

平成20年1月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万6,530円（対前年同月比0.7%増）、船員保険41万9,463円（同2.7%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年12月末の賃金日額の前平均は1万3,838円（同3.2%増）である。

(2) 給付状況

平成20年1月の保険給付費は、政管健保3,471億2千万円（対前年同月比5.5%増）、法第3条第2項被保険者分1億7千万円（同19.4%減）、船員保険21億円（同6.6%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同3.5%増）、法第3条第2項被保険者1万5千円（同3.9%減）、船員保険3万4千円（同8.0%増）である。

(3) 診療費の状況

平成20年1月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,335億5千万円（対前年同月比3.8%増）、法第3条第2項被保険者分1億7千万円（同20.5%減）、船員保険17億5千万円（同6.9%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成20年1月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	20,716	36,990	33,355	4.7	1.9	3.8
法第3条第2項	8	17	17	△ 25.1	△ 36.0	△ 20.5
組合健保	17,136	28,993	24,603	5.0	1.8	3.2
船員保険	87	173	175	1.7	0.1	6.9
共済組合	5,400	9,211	7,830	2.7	△ 0.0	1.6
小 計	43,347	75,383	65,979	4.6	1.6	3.3
国 保	30,582	65,580	69,261	3.7	1.3	4.1
老人保健	19,358	57,787	75,370	△ 2.7	△ 3.8	0.2
合 計	93,287	198,751	210,610	2.7	△ 0.1	2.4

(注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成20年1月末現在の被保険者数1,990万7千人のうち、男子の被保険者数は1,238万9千人（対前年同月比1.5%増）、女子は751万8千人（同2.3%増）である。また、任意適用被保険者数は21万8千人（同3%増）で全体の1.1%である。

平成20年1月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万7,029円（対前年同月比1%増）、女子が21万8,363円（同0.6%増）で、女子は男子の66.8%となっている。

平成20年1月末現在の被扶養者数は1,648万6千人で、扶養率は0.828である。

(2) 給付状況

平成20年1月の保険給付費は、3,471億2千万円（対前年同月比5.5%増）となっており、うち、医療給付費は3,164億8千万円（同5.4%増）で保険給付費の91.2%を占めている。また、傷病手当金は134億1千万円で保険給付費の3.9%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成20年1月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は8,949円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は9,305円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,577円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が554.63、被扶養者が606.51、高齢受給者が1,369.46であり、1件当たり日数は、被保険者が1.74日、被扶養者が1.80日、高齢受給者が2.18日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,260円、被扶養者が8,526円、高齢受給者が10,894円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I-4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)

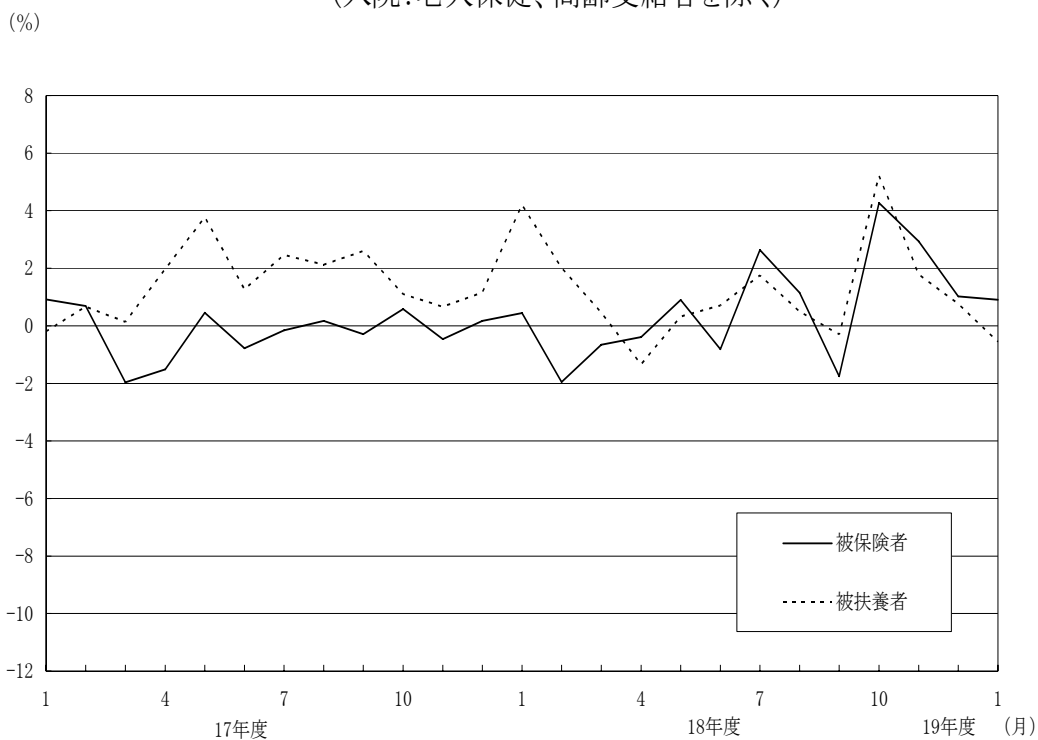
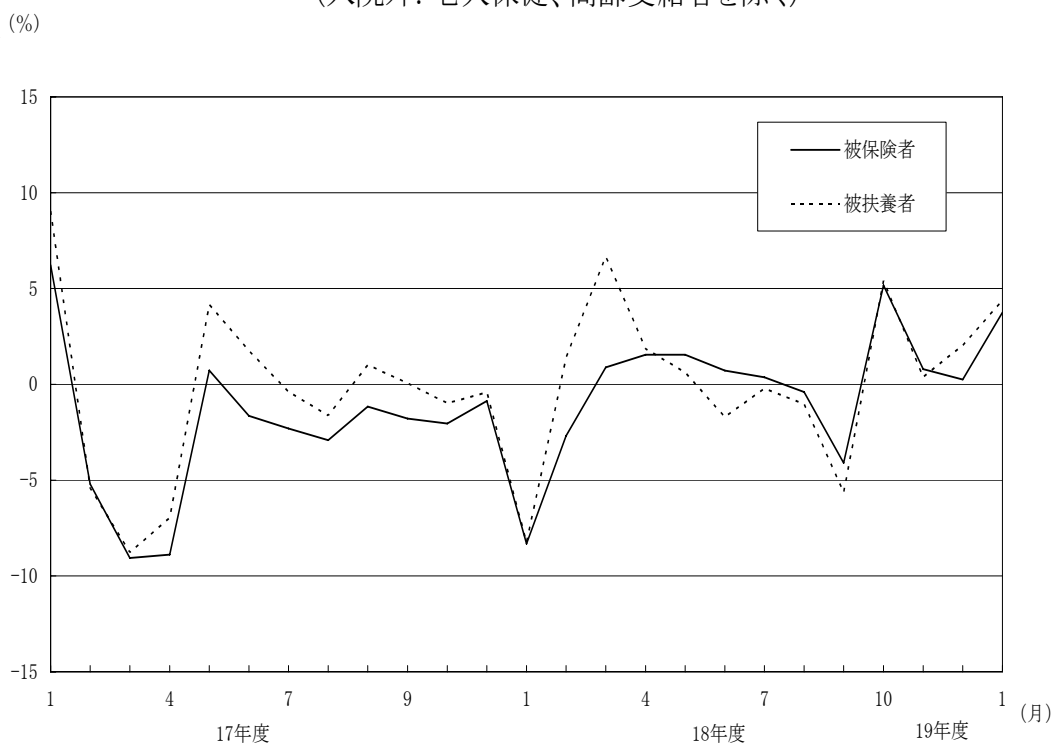


図 I-5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成20年1月末現在の被保険者数1万1千人のうち男子は9千人（対前年同月比10.7%減）、女子は2千人（同33.9%減）である。

平成20年1月末現在の被扶養者数は7千人で、扶養率は0.593である。

(2) 給付状況

平成20年1月の保険給付費は、1億7千万円（対前年同月比19.4%減）となっており、うち、医療給付費は1億6千万円（同20.0%減）で保険給付費の92.2%を占めている。また、傷病手当金は1千万円で、保険給付費の6.6%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成20年1月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,630円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は7,511円、高齢受給者の1人当たり診療費は24,797円となっている。これを三要素に分解すると、受診率(千人当たり件数)は、被保険者が443.01、被扶養者が459.91、高齢受給者が926.72であり、1件当たり日数は、被保険者が2.07日、被扶養者が1.93日、高齢受給者が2.55日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,487円、被扶養者が8,462円、高齢受給者が10,492円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成20年1月末現在の被保険者数6万3千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万人（対前年同月比0.2%減）、漁船（い）が1千人（同3.0%減）、漁船（ろ）が1万7千人（同2.0%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同8.7%減）である。

平成20年1月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万3,435円（対前年同月比1.1%増）、漁船（い）が38万0,754円（同0.8%増）、漁船（ろ）が35万7,849円（同6.2%増）である。平成20年1月末現在の被扶養者数は9万5千人で、扶養率は1.514である。

(2) 給付状況

平成20年1月の保険給付費は、21億円（対前年同月比6.6%増）となっており、うち、医療給付費は17億4千万円（同9.1%増）で、保険給付費の83.0%を占めている。また、傷病手当金は2億8千万円で、保険給付費の13.6%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成20年1月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は12,753円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,151円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,766円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が528.91、被扶養者が598.30、高齢受給者が1,276.42であり、1件当たり日数は、被保険者が2.11日、被扶養者が1.87日、高齢受給者が2.52日であり、1日当たり診療費は、被保険者が11,439円、被扶養者が9,052円、高齢受給者が10,817円である。